

巻末資料

建築基準法改正の概要について
建築士法改正の概要について
既存不適格建築物の増改築に係る制限緩和について

建築基準法改正の概要について

「建築基準法の一部を改正する法律」の概要(平成26年法律第54号)

より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、木造建築関係基準の見直し、構造計算適合性判定制度の見直し、容積率制限の合理化、建築物の事故等に対する調査体制の強化等の所要の措置が講じられた。

法改正の必要性

建築物において木材利用や新技術導入を促進するための規制緩和、建築関連手続きの合理化、事故・災害対策の徹底など多様な社会経済的要請に的確に対応し、国民の安全・安心の確保と経済活性化を支える環境整備を推進することが急務。

法改正の概要

【公布日:平成26年6月4日】

木造建築関連基準の見直し

【施行日:平成27年6月1日】

木材の利用を促進するため、耐火構造としなければならない3階建ての学校等について、実大火災実験等により得られた新たな知見に基づき、一定の防火措置を講じた場合には準耐火構造等にできることとする。

実効性の高い建築基準制度の構築

1. 定期調査・検査報告制度の強化

【施行日:公布後2年以内】

定期調査・検査の対象の見直し、防火設備等に関する検査の徹底や、定期調査・検査の資格者に対する監督の強化等を図ることとする。

2. 建築物の事故等に対する調査体制の強化

【施行日:平成27年6月1日】

建築物においてエレベーター事故や災害等が発生した場合に、国が自ら、必要な調査を行えることとする。

国及び特定行政庁において、建築設備等の製造者等に対する調査を実施できるよう調査権限を充実する。

合理的な建築基準制度の構築

1. 構造計算適合性判定制度の見直し

【施行日：平成 27 年 6 月 1 日】

建築主が、申請者や申請時期を選択できるよう、指定構造計算適合性判定機関等へ直接申請できることとする。

比較的簡易な構造計算について、十分な能力を有する者が審査する場合には、構造計算適合性判定の対象外とする。

2. 指定確認検査機関等による仮使用認定事務の創設

【施行日：平成 27 年 6 月 1 日】

特定行政庁のみが承認することができる工事中の建築物の仮使用について、一定の安全上の要件を満たす場合には、指定確認検査機関が認めたときは仮使用できることとする。

3. 新技術の円滑な導入に向けた仕組み

【施行日：平成 27 年 6 月 1 日】

現行の建築基準では対応できない新建築材料や新技術について、国土交通大臣の認定制度を創設し、それらの円滑な導入を促進する。

4. 容積率制限の合理化

【施行日：平成 26 年 7 月 1 日 平成 27 年 6 月 1 日】

容積率の算定に当たりエレベーターの昇降路の部分の床面積を延べ面積に算入しないこととする。

住宅の容積率の算定に当たり地下室の床面積を延べ面積に算入しない特例を、老人ホーム等についても適用する。

第1弾 改正スケジュール

・公布:(政令)H27.1.21、(省令)H27.1.29、(告示)H27.1.29等 ・施行:H27.6.1

指定構造適合性判定機関の指定の見直し【法第18条の2等関係】

・(省令)指定基準の詳細

国土交通大臣の指定手続き等を新設し、また、確認審査とは独立した処分となったことに伴い指定確認検査機関と同等の基準を追加する。

・指定構造計算適合性判定機関の大臣指定(有効期限)

都道府県知事指定から大臣指定に移行する機関については、指定更新時に大臣指定を行う。

構造計算適合判定資格者検定【法第5条の4、法5条の5等関係】

・(政令)資格者検定の方法等

検定の受検資格の要件、検定手数料、登録手数料等を規定する。

・(省令)検定合格者以外の判定資格者の登録要件

検定合格者に加えて、大学教授・准教授、試験研究機関での試験研究業務経験者、これらと同等以上の知識及び経験を有する者(現行制度下の構造計算適合性判定員)を登録要件とする。

構造計算適合判定の対象の見直し【法第6条の3等関係】

・(政令)特定増改築構造計算基準

既存不適格建築物について増改築を行う場合にも、新築の場合と同様に高度な構造計算の審査については構造計算適合性判定の対象とし、特定構造計算基準に相当する基準として、特定増改築構造計算基準を定める。

・(政令)構造計算適合性判定の対象外とする構造計算(=ルート2)

比較的簡易な構造計算である許容応力度計算(ルート2)について、構造計算に関して高度の専門的知識及び技術を有する者が確認審査を行う場合には、構造計算適合性判定の対象外とする。

・(省令)ルート2について十分な審査能力を有する者

構造計算適合性判定員の資格を有する者、構造設計一級建築士の資格を有する者、構造計算の審査に関する講習を受けて考査に合格した者等を規定する。

・(告示)ルート2-3の削除

RC造ルート2-3の規定を削除する。

・ルート2について十分な審査能力を有する者の判定講習・考査

法施行後の登録講習・考査については登録講習機関により実施することとする予定であるが、法施行前の事前講習・考査を終了した者について、法施行後に登録講習・考査を終了した者と同様に要件を備える者として認定することを想定している。(事前講習・考査については本年12月3日に開催)

エキスパンションジョイント【法第20条関係】

・(政令)構造計算で別棟とみなせる部分

構造計算で別棟とみなせる部分について、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分として定める。

・(政令)第81条第4項の廃止

法第20条第2項が新設されたことに伴い廃止する。

・(告示)平成19年国交省告示第593号の改正

法第20条第2項が新設されたことに伴い、規定の見直しを行う。

・(告示)平成20年国交省告示第37号及び38号の廃止

法第20条第2項が新設されたことに伴い、廃止する。

仮使用認定【法第 7 条の 6 関係】

・(告示) 指定確認検査機関等による仮使用認定のための技術的基準

指定確認検査機関等が仮使用認定を行うための技術的基準(仮使用部分と工事部分とが防火上有効に区画されていること等)を規定する。

・仮使用認定マニュアル(指定確認検査機関等)の作成

指定確認検査機関等が円滑に仮使用認定を行えるようマニュアルを作成する。

木造建築関係基準の見直し【法第 21 条第 2 項、第 27 条第 1 項関係】

【法第 21 条第 2 条】

・(政令) 技術的基準の整備

3,000 m²を超える大規模木造建築物の延焼を防止するための壁等(壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の政令で定める防火設備)に関する技術的基準を規定する。

・(告示) 技術的基準を満たす大臣が定める構造方法

壁等の具体的な仕様を規定する。

・解説書作成(予定)

【法第 27 条第 1 条】

・(政令) 技術的基準の整備

在館者が避難を終了するまでの間、火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために必要な主要構造部等の技術的基準を規定する。

・(告示) 技術的基準を満たす大臣が定める構造方法

3階建て学校を1時間準耐火構造とすることや、その他の建築物の用途や規模に応じ主要構造部を耐火構造、準耐火構造等とすることを規定する。

・解説書作成(予定)

移転【法第 3 条第 3 項第 3 号、第 86 条の 7 第 4 項関係】

・(政令) 既存不適格の場合に緩和できる移転の範囲

敷地外への移転も含め、既存不適格建築物が移転した場合に制限の緩和が受けられる範囲を規定する。

特殊構造方法等認定の新設【法第 38 条関係】

・(政令) 手数料、申請手続き等

認定に当たって申請者が負担する手数料の額、認定申請書の記載事項・様式、添付図書等を規定する。

第2弾 改正スケジュール(案)

・公布: H27 夏頃等 ・施行: 下記参照

型式認定適合の合理化(政省令)

(認定対象の範囲の合理化、認定内容の変更等の手続きの簡素化等)

型式内容の変更に対して柔軟に対応できるよう改正を検討する。

軽微な変更の合理化(省令)

(軽微な変更の対象の合理化)

建築基準法施行規則第3条の2に限定列挙されている軽微な変更の対象について、計画変更の内容が建築基準関係規定適合することが明らかな場合には手続きが不要となるよう改正を検討する。

旧 38 条認定建築物の増築等の円滑化に向けた見直し(政令・告示)

旧 38 条認定建築物の増築等が円滑にできるよう改正を検討する。

(施行:
H27 夏頃)

児童福祉移設等(保育所)に係る基準の見直し(政令) (施行:H27.4.1)

(認定こども園法の H27.4 月施行に合わせて、幼稚園から幼保連携型認定こども園への用途変更が柔軟にできるよう基準の合理化)

建築基準法施行令第 19 条第 2 項、第 3 項の採光の規定等の改正。

定期調査・検査報告制度の強化【法第 12 条等】 (施行:H28.6 月)

・(政令)国が定める定期調査・検査対象

不特定多数の者等が利用する建築物など安全性の確保を徹底すべき建築物等を対象とすることを検討する。

・(省令・告示)防火設備の検査内容等

防火設備の検査内容、講習過程、資格者証の種類・交付手続き等が規定される予定。

エレベーター等の安全装置等の認定制度(施行:未定)

昇降機及び遊戯施設に設けられる制動装置、制御装置のうち、高度・複雑な機械部品及び電子回路等を有するものについて、その構造方法を国土交通大臣が認定するものに限定する等の改正について検討する。

建築士法改正の概要について

「建築士法の一部を改正する法律」の概要(平成26年法律第92号)

建築設計関係三団体 による「建築物の設計・工事監理の業の適正化及び建築主等への情報開示の充実に関する共同提案」を踏まえ、書面による契約の義務化(300㎡超)、管理建築士の責務の明確化、建築士免許証提示の義務化等について議員立法により建築士法が改正された。

公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会及び公益社団法人日本建築家協会

法改正の必要性

建築物に関する現行の法制度では、設計等の業務を行う建築士事務所の契約責任が不明確であり、建築紛争の増大・長期化等につながっている。また、建築士なりすまし事案等が発生している。このため、建築物の設計・工事監理の業務の適正化及び建築主等への情報開示を充実する必要がある。

法改正の概要

【公布日:平成26年6月27日 施行日:平成27年6月25日】

・書面による契約等による設計等の業の適正化

当事者が対等な立場で公正な契約を行う契約の原則を規定化。【22条の3の2】
延べ面積300㎡を超える建築物について、書面による契約締結の義務化。【22条の3の3】
延べ面積300㎡を超える建築物について、一括再委託の禁止。【24条の3】
国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化。【22条の3の4】
設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化。【24条の9】

・管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化

管理建築士の責務を下記のとおり明確化。【24条】
・受託する業務等の選定 ・業務の実施者の選定
・提携先等の選定 ・事務所の技術者の管理
建築士事務所の開設者に対する管理建築士が述べる意見の尊重義務化。【24条】

・免許証の提示等による情報開示の充実

建築主からの求めに応じた免許証提示の義務化。
建築士免許証の記載事項等(定期講習の受講履歴、顔写真)に変更があった場合の書換え規定の明確化。

・建築設備に係る業務の適正化

法律上に「建築設備士」の名称を規定化。【2条】
建築士が延べ面積2,000㎡を超える建築物の建築設備について建築設備士の意見を聴くことを努力義務化。【18条】

その他改正事項

建築士事務所に係る欠格要件及び取消事由に、開設者が暴力団員等であることを追加。

[23条の4]

建築士に対する国土交通大臣・都道府県知事による調査権の新設。 **[10条の2]**

建築士事務所の所属建築士を登録事項とし、変更した場合の届出義務化(3ヶ月以内)。

[23条の5]

政令における改正事項

法施行日：平成27年6月25日

法改正に伴う形式改正：書面による契約締結における電子による契約係る手続きを規定

【令第7条第3項】

法律上一括再委託の禁止対象が規定されたため、政令上の委任規定を削除 【令第8条】

省令における改正事項

法施行日：平成27年6月25日

免許証書換えに係る規定の整備 【法5条、10条の2の2関係】

・改正法5条及び法10条の2の2による免許証の書換え交付を申請があつたときは、免許証を書き換えて、申請者に交付する旨を規定 【新設】

重要事項説明等における説明事項の追加

・重要事項説明の内容等に建築士事務所の区分(一級、二級、木造)の追加を規定 【規則22条2の2、規則22条の3(改正)】

設計、工事監理に係る書面による契約の内容の規定 【法22条の3の3関係】

・改正法第22条の3の3第1項第六号に規定する国土交通省令で定める事項について、次のとおりとする旨を規定 【新設】

- 一 建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
- 二 建築士事務所の開設者の氏名(当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名)
- 三 設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要
- 四 業務に従事することとなる建築士の登録番号
- 五 業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあつては、その氏名
- 六 設計又は工事監理の一部を委託する場合にあつては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称、当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地
- 七 設計又は工事監理の実施期間
- 八 第三号から第六号までに掲げるもののほか、設計又は工事監理の種類、内容及び方法

建築工事現場に掲げる確認済の表示(看板)に記載する事項の追加

・設計者及び工事監理者の氏名に併せて所属する建築士事務所名及び区分(一級、二級、木造)等を記載事項に追加 (建築基準法施行規則第68号様式改正)

建築士事務所登録における登録事項の追加等 【法23条の2、23条の4、23条の5関係】

・建築士事務所申請における添付書類に、「法人である場合において登記事項証明書」を追加を規定 【規則19条(改正)】

・申請書における所属建築士名の追加及び法人の役員の記載内容の変更等 (第5号及び第6号書式改正)

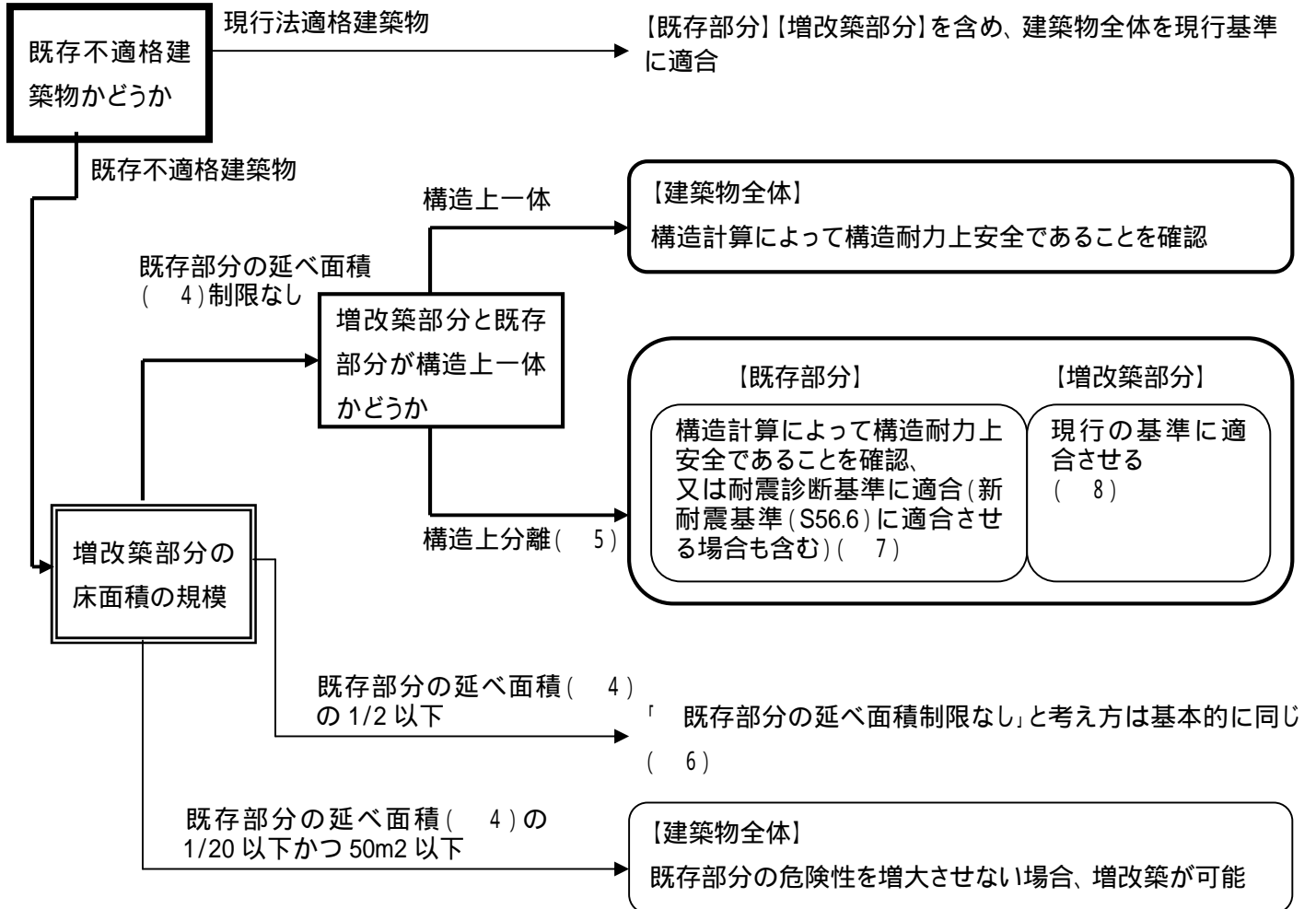
建築士に対する立入検査に係る規定の整備 【法 10 条の 2 関係】

・調査権の新設に伴う立入検査に関する規定の形式改正及び立入検査証の変更 【規則 23 条(改正)】 (第 8 号書式改正)

・立入検査の調査権限について地方整備局長等への委任(国土交通大臣が自らの調査も可)を規定 【規則 24 条(改正)】

既存不適格建築物の増改築に係る制限緩和について

これまで既存不適格建築物については、構造耐力規定(法第20条)の適用を受けなかったため、1/2以下の増築の場合(1)、制限の緩和が受けられましたが、平成24年9月20日の建築基準法施行令第137条の2の改正に伴い、1/2を超える増築の場合も、一定の条件のもと緩和を受けることができます。(2)(3)



- 1 これまでも熊本県では1/2を超える増築であっても、一定の条件(構造例規 A0701)を満たす場合、現行適格として増築を認めていた。
- 2 令 137 条の2による既存不適格の増築を行う場合、既存部分の建築設備・昇降機について一部現行法に適合させる必要がある。
- 3 このほか、既存部分の1/2以下増築の場合、小規模な木造住宅等の基礎の補強の基準がある。
- 4 構造耐力規定が改正され、改正前は適法であったが建築物が改正後の同規定に適合しなくなった時点の延べ面積。
- 5 「構造上分離」とは新たに Exp.J 等相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより、建築物を構造上2以上の部分に分けて増改築を行うもの。
- 6 法6条第4号の木造建築物については、耐久性関係規定(基礎等)、土台、柱、耐力壁(1/4 バランス計算も)の仕様規定に適合することを条件に構造計算を要しない。
- 7 本規定に適合していることを確認するために確認申請書に添付する図書の考え方は、構造例規 A0704 を参照。
- 8 建築物全体が法6条第4号建築物に該当する場合と同様に建築物全体が第4号建築物に該当しない場合で、増改築部分が法6条4号規模の場合にも構造計算不要(A0704 参照)。

ご不明な点は、県内の特定行政庁にお尋ねください